

議案第9号

つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例

つくばみらい市介護保険条例（平成18年つくばみらい市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項から第4項までの規定中「令和4年度」を「令和5年度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条第2項から第4項までの規定は、令和5年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和5年2月27日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 印

提案理由

住民税非課税世帯に該当する第1号被保険者に係る令和5年度分の介護保険料の軽減措置を講ずるため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市介護保険条例(平成18年つくばみらい市条例第72号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和5年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,160円とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和5年度</u>における保険料率は同号の規定にかかわらず、31,930円とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和5年度</u>における保険料率は同号の規定にかかわらず、44,700円とする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和4年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,160円とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和4年度</u>における保険料率は同号の規定にかかわらず、31,930円とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和4年度</u>における保険料率は同号の規定にかかわらず、44,700円とする。</p>